福島県

http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/kengi-nitttei.html

平成27年11月15日執行福島県議会議員選挙
滞在地（避難先）市区町村における不在者投票

福島県議会議員選挙の投票日は、11月15日(日)です。東日本大震災及びそれに伴う原発事故により**住民票のある市町村（避難元の市町村）から他の市区町村へ避難されている方は、滞在地（避難先）の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。**

福島県議会議員選挙と同時に「相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町」では、市町村の選挙が行われます。
詳細は、下記１でご確認ください！

１　選挙の種類及び不在者投票のできる期間

選挙の種類	告示日	投票日	不在者投票のできる期間
福島県議会議員選挙 広野町議会議員選挙 川内村議会議員選挙 大熊町長選挙 大熊町議会議員選挙 浪江町長選挙 葛尾村議会議員選挙	11月５日(木)	11月15日(日)	11月６日(金) ～11月14日(土)
相馬市議会議員選挙	11月８日(日)		11月９日(月) ～11月14日(土)
川俣町議会議員選挙 新地町議会議員選挙	11月10日(火)		11月11日(水) ～11月14日(土)

２　不在者投票のできる時間

①　福島県内　午前８時３０分～午後８時まで（**土日祝祭日もできます**）

②　福島県以外

ア　投票する市区町村で選挙が行われて**いない**場合
→**執務時間内**（一般的には、**平日の**午前８時３０分から午後５時まで）

イ　投票する市区町村で選挙が行われて**いる**場合
→**その選挙期間中、平日･休日を問わず**午前８時３０分から午後８時まで

３　不在者投票のできる場所

滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会(**県内外すべて**)

※　詳しくは、滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会に御確認ください。

４　手続きの流れ・・・以下の手順により投票してください。

ＳＴＥＰ１　投票用紙等を請求する

「**不在者投票請求書・宣誓書**」に必要事項を記入し、住民票のある市町村選挙管理委員会へ郵送してください（**メールやＦＡＸでの請求はできません**）。

※　請求書・宣誓書は、福島県選挙管理委員会のホームページからもダウンロードできます。

ＳＴＥＰ２　投票用紙等を受け取る

後日、住民票のある市町村選挙管理委員会から、「投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書」が郵送されます。

以下のことをしてしまうと「投票ができなくなります」のでご注意ください。
○　**不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しない**でください。
○　自宅で**事前に投票用紙の記載を行わない**でください。

ＳＴＥＰ３　滞在地（避難先）の市区町村で投票する

届いた封筒一式を持参し、滞在地（避難先）の市区町村で投票してください。

○　滞在地（避難先）の市区町村から住民票がある市区町村に投票用紙を送る必要があるため、**余裕をもった早めの投票をお願いします。**

詳しくは、福島県選挙管理委員会（電話 024-521-7062）、住民票のある市町村又は滞在地（避難先）市区町村選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙情報について

福島県選挙管理委員会のホームページに、選挙情報を掲載いたしますので、ご活用ください。

福島県選挙管理委員会ホームページ　福島県選挙管理委員会　検索
→http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/

以下の情報等を掲載（予定）です
○　立候補者の氏名等、選挙公報→１１月６日（金）頃
○　不在者投票請求書、宣誓書の様式
○　福島県内市町村選挙管理委員会のホームページとリンクを設定